

## 令和7年度 第33回 大石田町農業委員会総会議事録

招集通知年月日 令和8年2月25日  
開催日時 令和8年2月25日(水) 午前10時00分～午前10時24分  
開催場所 大石田町役場2階 庁議室  
出席者数 農業委員 14名 推進委員 1名  
欠席者数 農業委員 0名 推進委員 1名  
出席委員 会長 青木 忠弘  
会長職務代理 遠藤 史夫

### ◎農業委員

1番 工藤秀春      2番 齊藤 誠      3番 榎本義篤  
4番 星川奈穂      5番 伊藤芳夫      6番 土屋隆志  
7番 高橋 勉      9番 井上和巳      10番 高橋 肇  
11番 笹原 剛      12番 三浦清孝

### ◎推進委員

7番 佐藤喜三郎

欠席委員 ◎推進委員

6番 芳賀富弥

### 《出席事務局職員》

事務局長      八楸 誠  
事務局主査      横山達也  
行政専門員      鈴木 太

## 総会の経過と結果

◇午前10時00分◇

■会長

大石田町農業委員会会議規則第6条第1項により開会を宣した。

■会長

会長挨拶を行う。

■議長

大石田町農業委員会会議規則第5条第2項により議長となり進行する。

大石田町農業委員会会議規則第16条第2項に必要な議事録署名人の選任方法について委員に諮ります。

(議長一任の声あり)

13番 遠藤会長職務代理、1番 工藤委員にお願いしたいと思います。

続いて、4. 業務報告に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

■事務局

4. 業務報告について説明をする。

■議長

その他に、私が農協の30周年記念ということで出席しております。

ただ今、事務局より説明ありましたけども、皆さんから質問や意見などありませんでしょうか。

(意見なし)

ないようですので、次に5. 議事に入りたいと思います。第81号議案「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について事務局より説明をお願いします。

■事務局

第81号議案「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」の説明をする。

■議長

1号議案は地元委員に意見を求めたいと思います。

■7番委員

譲り渡し人の〇〇さんは農業縮小ということで〇〇さんに稲作を全部お任せし土地とか小屋、作業部屋、農機具とかを全部〇〇さんに譲渡すると。それで、小屋の隣にある今回申請の畑ですが、ここビニールハウスと苗作りになっており、それを一緒に譲渡したいということで、問題なく大丈夫だと思います。

■議長

それでは、皆さんから質問や意見などありましたらよろしくをお願いします。

(異議なし)

異議なしという声がありましたので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということでよろしくをお願いします。

次に、賃貸借の新規案件を事務局より説明をお願いします。

■事務局

第81号議案「農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借設定の新規)」の説明をする。

■議長

それでは、2号案件は委員が参与制限にあたりますので1号案件のみ審議したいと思います。それでは、1号案件は6番委員にお願いしたいと思います。

■6番委員

本日、推進委員が来られていないので私の方から説明させていただきます。〇〇さんの田んぼは以前、〇〇さんが作付けをされていて、縮小するってということになりまして、去年の11月14日の豊田の利用改

善組合の方の担い手役員会を行い、その中で〇〇さんが作付けするに話なり、その内容で新規案件として改善組合の役員会、担い手会の協議も行っておりますので問題ないと思います。

■議 長

それでは、1号案件のみ意見や質問などありましたらよろしくお願いします。

(意見なし)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということでよろしくお願いします。

次に、2号案件は委員が参与制限にあたりますので退室を求めます。

(委員退席)

それでは、2号案件について地元推進委員に意見を求めます。

■推進委員

この案件に関しては、親戚関係でもあり、担い手でもありますので別に問題はありません。以上です。

■議 長

皆さんより質問や意見などありましたらよろしくお願いします。

(意見なし)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということでよろしくお願いします。

(委員入室)

委員に報告します。全員賛成ということでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、第81号議案「農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借設定の集積計画からの再設定)」について事務局より説明をお願いします。

■事務局

第81号議案「農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借設定の集積計画からの再設定)」について説明をする。

■議 長

それでは、皆さんより質問や意見などありましたらよろしくお願いします。

(意見なし)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということでよろしくお願いします。

次に、第82号議案「農地法第5条の規定による許可申請に係る審議について」説明をお願いします。

■事務局

第82号議案「農地法第5条の規定による許可申請に係る審議について」説明をする。

■議 長

それでは、地元委員に意見を求めたいと思います。

■2番委員

元自宅の裏手の畑ということで、現在遊休地です。ただ、荒れてはなくて誰かが整備してくれているのだらうと思います。そこに自宅を建てたいということで、問題はないのかなと思います。

■議 長

ただ今の齊藤委員の説明に、皆さんより質問や意見などありましたらよろしくお願いします。

(意見なし)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということでよろしくお願ひしたいと思います。

6. 報告に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

■事務局

農地部会で再生困難農地の確認方法についてご相談いたしました。

初めに現地調査で周囲一帯が山林化し、境界を特定できない場合、全国農業委員会職員協議会の解説書によると、付近の状況から当然山林化とみなすとか、航空写真で確認しているという農業委員会さんもあり、当町でもその場合はみなしの判断はやむを得ないのではということです。

次に、9月の遊休農地調査です、ここで再生困難農地と判断される場所について、指導としては農業委員会が所有者の申請を取らないで判断してくださいとなっております。ですが、大石田町では予期せぬ弊害の恐れがあるため非農地判断をせず所有者の申請が原則とした申し合わせをしています。一方、町には再生困難農地の報告が求められており、別紙の74筆は長年報告しております。ここについて、この74筆は非農地判断を進めていきたいと考えております。

この進め方ですが、9月にこの場所を実際現況確認します。そして、所有者の方に非農地願ひを出してほしいとご案内し、非農地判断を進める考えです。この際、現況写真を9月に撮って所有者さんに写真を付けて送ります、送る際はいろんな不都合がないかチェックした上で、大丈夫なものについてお手紙をお送りしたいと思います。1筆でもこのリストの中から減らしていき、大石田町で非農地判断がなされるように9月まで準備いたします。

■議長

これについては、農地部会で話合った結果、減反面積にも影響してくるし、あと農業者年金にも影響出てくるし、農業者年金に影響してくる人も出てくると思うので、そのへんの確認ももらえないと農業委員会で勝手にやるわけにはいかないということで農政部会の中で話合っております。

それでは、次に7. その他について、今後に予定について事務局より説明をお願いします。

■事務局

7. その他について説明をする。

■議長

それでは、閉会とします。

以上会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年2月25日

第33回農業委員会総会

議長 \_\_\_\_\_

署名員 \_\_\_\_\_

署名員 \_\_\_\_\_